内閣府の取組

令和3年9月17日 官民連携推進講演会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

目 次

- 1. PPP/PFI推進アクションプランについて
 - 1-1 アクションプランの概要
 - 1-2 令和3年度改定のポイント
- 2. 地域プラットフォーム及び内閣府の支援施策について
 - 2-1 PPP/PFI地域プラットフォームについて
 - 2-2 内閣府の支援施策

目 次

- 1. PPP/PFI推進アクションプランについて
 - 1-1 アクションプランの概要
 - 1-2 令和3年度改定のポイント
- 2. 地域プラットフォーム及び内閣府の支援施策について
 - 2-1 PPP/PFI地域プラットフォームについて
 - 2-2 内閣府の支援施策

PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)概要版①

1. 趣旨

- ○新型コロナウイルス感染症への対応により厳しさを増す財政状況の中、感染予防や社会・経済の変化を盛り込んだ質の高い公共サービスを提供するためには、PPP/PFIが引き続き有効
- OPPP/PFIの推進はSDGsの実現にも寄与すると考えられるほか、2050年カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギー分野においても積極的にPPP/PFIを活用していくことが重要と考えられる
- 〇このため、民間資金等活用事業推進委員会で新型コロナウイルス感染症のPFI事業への影響への対応を検討し、令和3年改定版として とりまとめ

2. PPP/PFI推進に当たっての考え方

- ○新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、PPP/PFIを活用することが必要
- 〇公共施設等運営事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、空港、クルーズ船旅客ターミナル施設、MICE施設等の分野において多大な影響を受けているが、将来の需要回復を見据え、適切な支援等を講じつつ積極的に活用することが重要
- 〇長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野における公共施設等運営事業の活用の推進が必要
- OPPP/PFI推進のためには、新たな課題や社会・経済の変化に伴い制度面の障害が生じている事項等を適切に把握し、PPP/PFIの利点が最大限に機能するよう見直しを図ることが必要

3. 推進のための施策

(1)PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し

- 〇新型コロナウイルス感染症によるPPP/PFI事業への影響に対応するために必要な取組を行う
- ○運営権者により実施することが可能な範囲を明確化するため、PFI法の改正を含めて検討を行う
- ○包括的民間委託や指標連動方式を促進するため、モデル事業実施やガイドライン策定などの導入支援を行う
- OSPC株式等の流動化の意義や、流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図る

PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)概要版②

3. 推進のための施策

(2)地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援

- 〇人口10万人以上20万人未満の地方公共団体について、令和5年度までの優先的検討規程の策定を促す
- ○人口10万人未満の地方公共団体については、優先的検討規程の策定・運用の手引きを作成する等、優先的検討規程導入の環境整備を 行う
- ○優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について令和6年度までに334団体とすることを目標とする
- ○交付金等の交付にあたり、PPP/PFI導入検討を要件化した事業分野について着実に運用するとともに、要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う
- **〇アドバイザリー費用について、各分野の交付金等により支援するとともに、支援分野の拡大等を含めて検討を行う**
- OPPP/PFI導入可能性調査等につき、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う
- 〇事後評価等のマニュアルを周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式の選 定等への活用を促す
- 〇地方公共団体等がより適切な事業契約書を作成できるよう、PFI事業契約書案を整理した情報を周知する
- 〇地方公共団体におけるPPP/PFIに係る経験を評価・認定し、人材を派遣して支援を実施する

(3)地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- 〇地域プラットフォームを活用して導入可能性調査を実施した人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3~5年度の目標を 200団体とする
- 〇地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3~5年度の目標を550団体とする

(4)民間提案の積極活用

〇改定された民間提案推進マニュアルについて、公共施設等の管理者等に周知を図る

(5)公的不動産における官民連携の推進

○低未利用の公的不動産の有効活用につき、官民連携の推進を図る

PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)概要版③

3. 推進のための施策

(6)株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

- 〇地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的とした研修の実施を検討するなど、地域人材の育成を図る
- ○今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う

(7)その他

〇公共施設の非保有手法について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項、事例等をまとめた基本的な考え方を周知し、 活用促進を図る

4. 集中取組方針(公共施設等運営事業等の重点分野)

〇各分野について、以下の数値目標に基づいた取組を推進

|水道|(今後の経営のあり方の検討 30件:~令和3年度)、 下水道|(実施方針策定6件:~令和3年度)、

クルーズ船旅客ターミナル施設 (今後の動向等を見極めつつ、令和4年度以降の数値目標を改めて検討)、

MICE施設 (6件:~令和3年度)、 公営水力発電 (今後の経営のあり方の検討 ※3件:~令和4年度)

空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)、工業用水道(3件)については、集中強化期間中の数値目標を達成

5. 事業規模目標

- 〇平成25年度~令和元年度の事業規模は約23.9兆円であり、令和4年度までの事業規模目標21兆円を3年前倒しで達成
- OPPP/PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定(4. 集中取組方針の見直しも含む)及び目標の達成に向けた推進方策について検討を行う

PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版) <改定のポイント>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響への対応
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるPPP/PFI事業への影響を踏まえて改正したガイドラインや対応事例の周知等を行う。
- ② 人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFIの導入促進
 - ・ 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体について、令和5年度までの優先的検討規程の策定を促す。
 - ・ 人口10万人未満の地方公共団体について、優先的検討規程の策定・運用の手引きを作成する等、導入の環境整備を行う。
 - ・ PPP/PFI導入可能性調査等について、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。
- ③ 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援
 - ・ 地方公共団体におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を専門家としてPPP/PFIの導入を図る地方公共団体 等に派遣する制度を適切に運用し、支援を行う。
- ④ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進し、PPP/PFI事業の案件形成地域プラットフォームの拡大 及び継続的な活動を支援する。
- ⑤ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構のコンサルティング機能を活用し、地域金融機関等への研修の実施を検討するなど地域人材の育成を図る。 また今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑥ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。
- ⑦ 事業規模目標
- ・ 平成25~令和元年度の事業規模は約23.9兆円であり、令和4年度までの事業規模目標21兆円を3年前倒しで達成。
- ・ 令和4年度以降の新たな目標の設定(4. 集中取組方針の見直しも含む)及び目標の達成に向けた推進方策の検討を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響と対応事例

新型コロナウイルス感染症によりPFI事業に影響が及んでいることを受け、内閣府ではその影響について調査・分析を行い、有識者会議等で必要な対応を検討・実施

- ▶ 内閣府から関係省庁及び地方公共団体に対し、「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」の通知を発出(令和2年7月7日)
- 新型コロナウイルス感染症のPFI事業への影響を把握するため、令和2年9月に地方公共団体等に対してアンケート調査を実施し、以下の課題を整理
 - ✓ 協議や契約変更等にかかる手続き
 - ✓ 官民リスク分担の在り方
 - ✓ ウィズコロナ・ポストコロナにおけるPFI事業の在り方
- ▶ 上記の課題点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、事業者等と協議を実施し、実施中の 事業で契約変更等の対応を行った事業や、今後実施予定のPFI事業の実施方針等の見直しを行った事業に ついて、管理者を対象にヒアリング調査を実施(令和3年1月~3月) ヒアリング調査で得られた参考事例を地方公共団体に向けて周知(令和3年6月)
- ▶ 調査で得られた新型コロナウイルス感染症の影響や課題等を踏まえ、既存のガイドラインを改正(令和3年6月)
 - ✓ 不可抗力の考え方について
 - ✓ 損害等の分担について
 - ✓ 契約の変更について

各ガイドライン改正の概要(新型コロナウイルス感染症関連を抜粋)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により生じた損害等の扱いに関する改正

(1)不可抗力の考え方について

- ・ 感染症等についても不可抗力に含まれ得ること、その基準については契約等で定めておくことが望ましいこと。
- 具体的状況下で該当するかどうかは、通常必要と認められる予防方法等を尽くしたかどうかについて、国等が 示す指針等の内容を考慮して個別具体的に判断すべきこと。

(2)損害等の分担について

- 管理者と事業者で分担すべき損害等には物件以外の損害等も含まれること。
- 独立採算型事業等においては、プロフィット・ロスシェアリング※の導入や、あらかじめ実施方針等で契約により事業期間の延長ができるようにしておくことが有効と考えられること。

※収入の一定割合の増減幅を超えた場合に管理者の収益・負担とする方法

(3)契約の変更等について

- 管理者側が支払う金額などの軽微な変更については、あらかじめ議決により地方自治法上の専決処分事項として指定しておくことが考えられること。
- 著しい事業環境の変化等により契約内容や要求水準等が著しく不適切となった場合は、これらの内容の見直し について、柔軟・適切に対応することが望ましいこと。

2. 改正されたガイドライン(令和3年6月18日改正)

- ・ PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- ・ 契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について
- 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン
- ・ PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

改正されたガイドラインや改正内容の詳細は内閣府ホームページをご参照ください。

https://www8.cao.go.jp/pfi/whatsnew/kiji/actionplanto_r3.html

PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)概要版②

3. 推進のための施策

(2)地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援

- 〇人口10万人以上20万人未満の地方公共団体について、令和5年度までの優先的検討規程の策定を促す
- ○人口10万人未満の地方公共団体については、優先的検討規程の策定・運用の手引きを作成する等、優先的検討規程導入の環境整備を 行う
- ○優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について令和6年度までに334団体とすることを目標とする
- ○交付金等の交付にあたり、PPP/PFI導入検討を要件化した事業分野について着実に運用するとともに、要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う
- **〇アドバイザリー費用について、各分野の交付金等により支援するとともに、支援分野の拡大等を含めて検討を行う**
- OPPP/PFI導入可能性調査等につき、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う
- 〇事後評価等のマニュアルを周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式の選 定等への活用を促す
- 〇地方公共団体等がより適切な事業契約書を作成できるよう、PFI事業契約書案を整理した情報を周知する
- 〇地方公共団体におけるPPP/PFIに係る経験を評価・認定し、人材を派遣して支援を実施する

(3)地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- 〇地域プラットフォームを活用して導入可能性調査を実施した人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3~5年度の目標を 200団体とする
- 〇地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3~5年度の目標を550団体とする

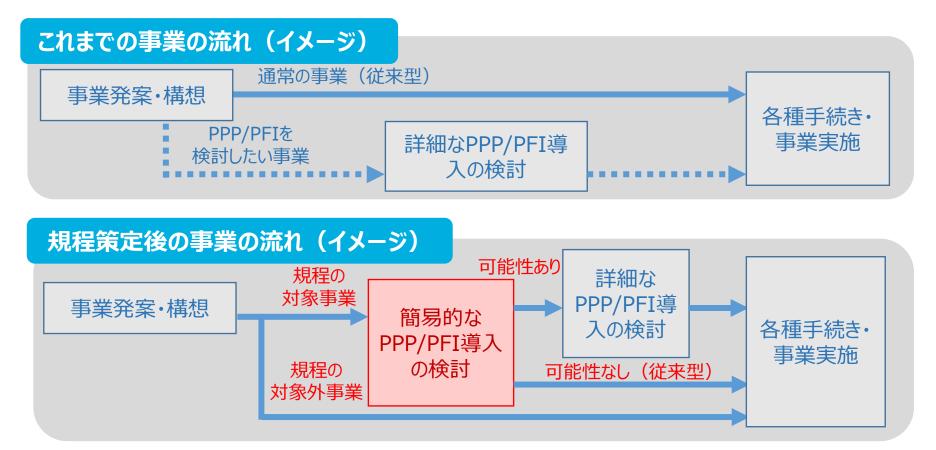
(4)民間提案の積極活用

〇改定された民間提案推進マニュアルについて、公共施設等の管理者等に周知を図る

(5)公的不動産における官民連携の推進

○低未利用の公的不動産の有効活用につき、官民連携の推進を図る

優先的検討規程とは



基本的な規程の内容は・・・

- 規程の対象となる事業については、従来通りのやり方よりもお得・質のよいやり方(PPP/PFI等)がないかを、原則検討することを定めるもの(ルール)
- PPP/PFIの基礎知識や、簡易的に調べられる方法・手続きをまとめたもの(ガイドライン)
- ※対象となる事業規模・分野や検討の手続きなどは、自治体ごとにオリジナルで考えられる

優先的検討規程の策定・運用状況の概要

○R2.3末時点の優先的検討規程の策定·運用状況

- (※1) 件数、実施団体ともにH11からの累計数
- (※2) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

策定団体		団体総数	規程策定済みの 団体数		規程に基づき令和元年度 までに具体案件を 検討した団体数(※2)	令和元年度までに PFI事業を実施した団体数	
国		13	12	92.3%	5	8	61.5%
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	31	35	74.5%
	政令指定都市	20	20	100.0%	19	19	95.0%
	人口20万人以上の団体	111	83	74.8%	57	62	55.9%
	小計	178	150	84.3%	107	116	65.2%
	人口20万人未満 10万人以上の団体	156	23	14.7%	15	61	39.1%
	人口10万人未満 5万人以上の団体	256	12	4.7%	9	52	20.3%
	人口5万人未満 1万人以上の団体	686	7	1.0%	3	70	10.2%
	人口1万人未満の団体	512	2	0.4%	1	15	2.9%
	小計	1,610	44	2.7%	28	198	12.3%
合計		1,788	194	10.9%	135	314	17.6%

(内閣府調べ)

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に 検討するための指針(令和3年改定版)改定のポイント

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)について、令和3年6月18日、改定を行った。改定のポイントは以下の通り。

1. 序文に前回の指針発出以降の取組と現状及び今般の改定の趣旨を記載

2. 優先的検討規程の策定を求められる地方公共団体の対象を拡大

2. 優先的検討規程の策定等(第2パラグラフ)

(改定前の記載)

公共施設等を管理する人口<u>20万人以上</u>の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

(改定後の記載)

公共施設等を管理する人口<u>10万人以上</u>の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する 公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公 共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

⇒ 改定を受け、人口10万人以上20万人未満の団体については、指針に基づき、令和5年度末までに優先的検討規定を策定すること等を地方公共団体に対して要請(※)

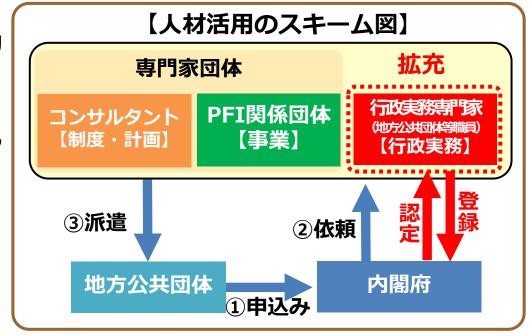
(※)内閣府・総務省通知「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」(令和3年6月21日)

^{主要事項③関係} PPP/PFI行政実務専門家の派遣について

○ PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成など、<u>行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、</u> 「PPP/PFI行政実務専門家」として認定・登録し、内閣府ホームページで名簿を公表

○ 地方公共団体からの派遣申込みに応じてPPP/PFI行政実務専門家を派遣

○ PPP/PFI行政実務専門家の交流や継続的な研鑽を図るため、「(仮称)専門家連絡会議」を設置し、ワークショップや座学形式による研修や情報共有できる場として活用することを検討。



地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- ■PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)における記載【抜粋】
 - 3. 推進のための施策
 - (3)地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

【方針】

このため、地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び令和元年に創設したPPP/PFI地域プラットフォーム協定制度の対象の地域プラットフォーム(以下、「協定プラットフォーム」という。)を含む)の拡大及び継続的な活動を支援を行う。特にPPP/PFIの経験のない人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成にあたり、これらのプラットフォームを活用した官民対話等を通じて、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上を図り、その能力や提案を活用したPPP/PFI事業の形成を一層促進する。

【具体的取組】

- ① 特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進する。(令和5年度末まで)
- ③ これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルの充実を図るとともに、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。(令和2年度から)

主要事項5関係

民間資金等活用事業推進機構の概要

PFI推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、<u>PFI事業(ただし、</u>事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。)に対する 出融資(優先株・劣後債の取得等)や案件形成のためのコンサルティングを実施。

所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階

設立 平成25年(2013年) 10月7日(平成25年 P F I 法改正により設立)

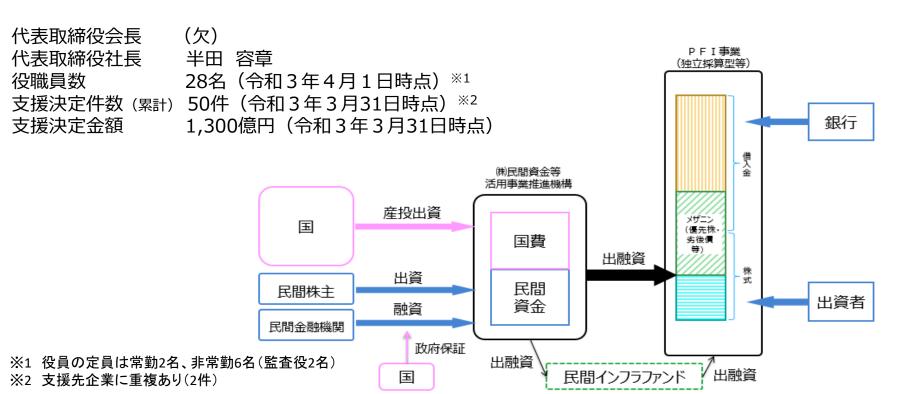
存続期間 令和9年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう努めなければならない(PFI法)

資本金 100億円(出資金額:政府100億円、民間100億円)

※出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上 ※民間株主69社(うち49社が地域金融機関)

決算(令和 2 年度) **経常利益 11.7億円、当期利益 8.1億円、利益剰余金 14.7億円**

5年連続で単年度黒字を達成、令和元年度決算に続き2年連続で配当(4億円)を実施



16

主要事項⑥関係

但馬空港

仙台空港

関西国際空港

大阪国際空港

高松空港

平成27年1月から

平成28年7月から

運営事業を実施中。

平成28年4月から

運営事業を実施中。

公共施設等運営事業の主な進捗状況

令和2年度末時点

空港

南紀白浜空港 運営事業を実施中。

平成31年4月から 運営事業を実施中。

平成31年4月から 福岡空港 運営事業を実施中。

平成31年4月から

静岡空港 運営事業を実施中。

令和2年4月から 熊本空港 運営事業を実施中。

平成30年4月から 神戸空港 運営事業を実施中。

令和2年6月から 北海道内7空港 新千歳を皮切りに 順次運営事業を実施中。

平成30年7月から 鳥取空港 運営事業を実施中。

平成30年4月から

運営事業を実施中。

令和3年7月の事業開始に 広島空港 向け、令和2年12月に実施 契約を締結。

水道

上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、 宮城県 令和2年3月に募集要項を公表、令和3年3月に優先交渉権者を選定、 令和4年4月に事業開始予定。

管路コンセッションについて、令和2年3月に実施方針に関する条例 大阪市 を制定、同年10月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

伊豆の国市 令和元年度にマーケットサウンディングを実施。 (静岡県)

下水道

「静岡県浜松市」平成30年4月から運営事業を実施中。

「高知県須崎市」令和2年4月から運営事業を実施中。

上工下水一体にて、令和3年3月に優先交渉権者を選定、 宮城県 令和4年4月に事業開始予定。

神奈川県三浦市 令和3年3月に実施方針に関する条例を制定。

路 渞

愛知県道路公社 平成28年10月から運営事業を実施中。

文教施設

旧奈良監獄 令和元年11月から一部の運営事業(史料館運営事業)を実施中。

平成31年4月に 沖縄科学技術大学 院大学(OIST) 実施契約を締結。

令和元年7月に 有明アリーナ 実施契約を締結。

大阪中之島美術館 令和3年度の運営開始に向け、令和2年4月に実施契約を締結。 愛知県新体育館 令和3年3月に基本協定を締結。

津山市 令和3年3月に実施方針公表、令和3年4月事業者公募予定 グラスハウス

クルーズ船向け旅客ターミナル施設

博多港 令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

MICE施設

愛知県国際展示場 令和元年8月から運営事業を実施中。

横浜みなとみらい 令和2年4月から運営事業を実施中。 国際コンベンションセンター

福岡市ウォーター 令和元年度にマーケットサウンディングを実施。 フロント地区

沖縄コンベンションセン 令和元年度にマーケットサウンディングおよび一部 ターおよび万国津梁館 デューディリジェンスを実施。

公営水力発電

令和2年7月に4発電所に係る運営事業の実施契約を締結。9月から 鳥取県 春米発電所での運営事業を開始。他発電所についても順次、運営権 を設定し、運営事業開始予定。

工業用水道

令和2年10月に実施契約 熊本県 を締結。令和3年4月に事 業開始。

令和2年10月に募集要 大阪市 項を公表。令和4年4月 に事業開始予定。

上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、 宮城県 令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

その他の施設

福岡県田川市 平成29年10月から (福岡県田川市) 平成31年4月から (芸術起業支援施設) 運営事業を実施中。

滋賀県大津市 (ガス)

平成31年4月から 運営事業を実施中。

運営事業を実施中。 岡山県津山市

(駅舎)

令和2年7月から運営事 (町家群) 業を実施中。

「宮崎市(キャンプ場)」 令和2年4月から運営事業を実施中。

事業規模集計(平成25~令和元年度)

PPP/PFI推進アクションプランにおける 事業規模目標(H25〜R4年度:10年間)		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	計	
類型 I	コンセッション事業	7兆円(目標)		0.0兆円	5.1兆円	0.5兆円	0.2兆円	3.0兆円	2.9兆円	11.6兆円
類型Ⅱ	収益型事業	5兆円(目標)	0.4兆円	0.3兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.9兆円	0.8兆円	4.9兆円
類型Ⅲ	公的不動産利活用事業	4兆円(目標)	0.3兆円	0.3兆円	0.3兆円	0.5兆円	0.7兆円	0.4兆円	0.6兆円	3.0兆円
類型Ⅳ (サ-	その他PPP/PFI事業 -ビス購入型PFI事業等)	5兆円(目標)	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.6兆円	0.7兆円	0.9兆円	0.6兆円	4.4兆円
	合計	21兆円(目標)	1.3兆円	1.0兆円	6.7兆円	2.4兆円	2.3兆円	5.2兆円	4.8兆円	23.9兆円

- 当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上 を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)。
- 令和元年度の事業規模は4.8兆円となった。類型 | は6件(北海道内7空港、 熊本空港、有明アリーナ、須崎市下水道、津山市町家群、宮崎白浜オートキャンプ場)の契約が締結され、2.9兆円となった。

- ◆2019(R1)年度までの事業規模は**約23.9兆円**と、2022(R4)年度までの事業規模目標である**21兆円を3年前倒しで達成**
- ◆人口減少や新型コロナウイルス感染症への対応等により国及び地方公共団体の財政状況は一層厳しく、また、今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中で、多様なPPP/PFIの全国的な普及は引き続き有効
- ◆当面の事業規模目標は達成したものの、PPP/PFI推進の取組はまだ 道半ば
 - ⇒全国普及の意義等を踏まえ、2022(R4)年度以降の新たな目標設定 及び 目標達成に向けた推進方策について検討を行う

目 次

- 1. PPP/PFI推進アクションプランについて
 - 1-1 アクションプランの概要
 - 1-2 令和3年度改定のポイント
- 2. 地域プラットフォーム及び内閣府の支援施策について
 - 2-1 PPP/PFI地域プラットフォームについて
 - 2-2 内閣府の支援施策

PPP/PFI地域プラットフォーム

地域プラットフォームとは

地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の 民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進**するため、行政、金 融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う場

地域プラットフォームの機能

地域においてPPP/PFI事業に取り組む上

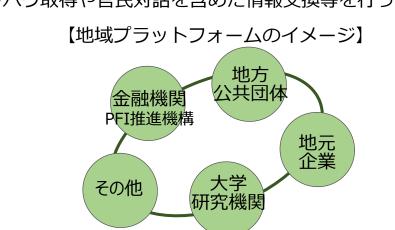
- での課題
- ■地方公共団体と地域企業の官民双方にノ
- ウハウが不足している ■地域の企業における受注機会喪失に対 する懸念がある
- ■地方公共団体の考えが分からない
- ■どういった事業を予定しているのか、どう
- らない ■地方公共団体ではPPP/PFI手法の導入や 公有資産の活用等に関するアイデアが思
- い浮かばない ■民間からPPP/PFI事業に関するアイデアや 意見を提案できる機会が無い
- ■PPP/PFI事業に取り組む上で必要となる他! 業種等とのネットワークが不足している

- ■PPP/PFI手法導入のメリットが十分に理解 普及啓発機能 されていない
 - 人材育成機能

地域プラットフォームの

機能

- 情報発信機能 いった公有資産を保有しているのか分か
 - 官民対話機能
 - 交流機能



具体的な活動・取組

【主な取組例】

- セミナーを開催し、PPP/PFIの基礎的な内容や **事例研究等**について知識・ノウハウの習得を図る
- 具体のPPP/PFI候補案件について行政から情報を 提供するとともに、その案件を題材として**サウン**
- ディング調査等の官民対話を行い、民間事業者の 参入意向や参入条件等の確認をし、事業化に向け た次のステップに繋げる
- 地元企業がコンソーシアムを作りやすくなるよう に、セミナー等の後に交流会を行い、**異業種間の** ネットワーク構築を図る

PPP/PFI地域プラットフォーム

普及啓発·人材育成機能

- ・PPP/PFIの基礎的な内容や事例 研究等についてセミナーを開催し、 PPP/PFIの知識・ノウハウの習得 や理解促進を図る。
- ・自治体職員に対して具体的な案件形成が志向できる人材育成を推 進する。



H29年度 ぎふPPP/PFI推進フォーラム セミナー



R2年度 かがわPPP/PFI 地域プラットフォーム セミナー

情報発信·官民対話機能

- ・具体のPPP/PFI候補案件につい て、**行政からの情報提供のうえ官** 民対話等を実施。
- ・当該案件に係る市場性の有無や 事業のアイデア、民間事業者の参 入意向や参入条件等について意見 聴取することで、PPP/PFIによる 事業化に向け次段階へ進捗させる。



R元年度 静岡県官民連携プラットフォーム 個別対話の実施



H29年度 関東ブロックプラットフォーム 開放型サウンディングの実施

交流機能

- ・地元企業がコンソーシアムを組成しやすくなるよう、セミナー等の後に交流会等を実施し、**異業種間のネットワーク構築**を図る。
- ・事業者間でPPP/PFI事業の現状と課題に対する意見交換ができる機会となることが期待される。



H30年度 静岡市公民連携推進に向けた説明会 異業種民間グループと行政との対話



H30年度 静岡市公民連携推進に向けた説明会 懇親会における民間事業者間の名刺交換

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図 るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活 用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対 話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

■対象となる地域プラットフォーム

- ○要件
- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含ま れる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民 間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったとき には、原則としてこれを認める等
- ○次に掲げる機会を年1回以上提供
- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等 から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- ○関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- ○地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討している PPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援等

【協定プラットフォームイメージ】

協定プラットフォーム 【地域の産官学金が結集】

- PPP/PF I 事業のノウハウの普及
- 地方公共団体がその所在する都道府県内の民間 事業者等から意見を聴く等の官民対話の促進
- 地域の様々な事業分野の民間事業者等の

情報交換の促進 協定

職員等の講師派遣

セミナー等の広報支援

プラットフォームを通じた PPP/PFI事業に関する 企画、構想の事業化支援 等

所管省庁への支援照会

内閣府

国土交通省

協定プラットフォーム一覧(令和3年度)

PPP/PFI地域プラットフォーム名称	代表者の構成
川崎市PPPプラットフォーム	川崎市
横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	横須賀市
とやま地域プラットフォーム	富山市、財務省北陸財務局、(株)日本政策投資銀行、(株)北陸銀行
いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	(株)北國銀行、石川県、(株)日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ふくい地域プラットフォーム	(株)福井銀行、(株)福邦銀行、福井県、福井市、(株)日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ぎふPPP/PFI推進フォーラム	国立大学法人 岐阜大学、岐阜県、岐阜市
静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	静岡市
みえ公民連携共創プラットフォーム	三重県、(株)百五銀行
淡海公民連携研究フォーラム	国立大学法人 滋賀大学、滋賀県、(株)滋賀銀行、(株)しがぎん経済文化センター
京都府公民連携プラットフォーム	京都府
和歌山県官民連携プラットフォーム	和歌山県
鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	鳥取県
広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	広島県、(株)広島銀行、(株)もみじ銀行、(一財)ひろぎん経済研究所、 (株)YMFG ZONEプラニング
山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	山口県、下関市、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)山口銀行、 (株)YMFG ZONEプラニング
徳島県PPP/PFIプラットフォーム	徳島県
高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	高知県
北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	北九州市、(株)山口フィナンシャルグル―プ、(株)北九州銀行、 (株)YMFG ZONEプラニング
長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	長崎県
熊本市公民連携プラットフォーム	熊本市
宮崎県・地域PPPプラットフォーム	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、(株)宮崎銀行、(株)宮崎太陽銀行
沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力(株)
やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	山梨県、(株)山梨中央銀行
ふじのくに官民連携実践塾	静岡県
佐世保PPPプラットフォーム	佐世保市
おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	大分県
あおもり公民連携事業研究会	青森県、むつ市
かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	(株)百十四銀行、香川県、高松市、(株)日本政策投資銀行

令和3年度 PPP/PFI推進に資する支援措置

① 地域プラットフォーム形成支援

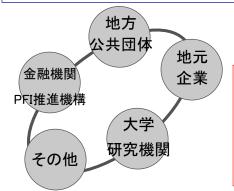
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、 ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム) の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、 サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を 併せて実施

令和3年度支援対象

- 秋田県
- 群馬県
- ・愛媛銀行、伊予銀行(愛媛県)



地域プラットフォーム形成 支援のほか、 「PPP/PFI地域プラット

フォームの協定制度」 の活用により、地方公共 団体のPPP/PFI案件形

団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

- ※支援対象の選定では、(1)~(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価
- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

<u>令和3年度支援対象</u>

- ・行方(なめがた)市(茨城県)
- ・諏訪市(長野県)
- · 羽曳野市 (大阪府)
- · 新居浜市 (愛媛県)

広陵町(奈良県)

- ・八街市 (千葉県)
- ・豊明市(愛知県) ・智頭町(鳥取県)
- ・若狭町(福井県)

③ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

令和3年度支援対象

・杉並区(東京都)…旧杉並中継所の跡地活用

PPP/PFI 案件形成の 流れ

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業立案

事業構想

庁内調整

事業化検討

PPP/PF I 手続 事業実施

PPP/PFI専門家派遣

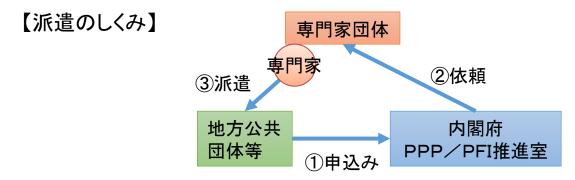
PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、 経験を持つ専門家を派遣する制度

【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(内容に応じて複数回の派遣も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、PPP/PFI専門家団体と調整し、専門家を派遣
- 〇 派遣費用(謝金、旅費)は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、相談に応じます

【主な内容】

- O PPP/PFI手法の基礎的な概念や考え方に関する講習会の実施
- 過去に実施されたPPP/PFI事業の事例紹介、解説
- 検討中の事業にPPP/PFI手法を導入する上での疑問点、課題等に関する相談 等



【申込み方法】

- 申込みは通年受け付けています。
- 日程や内容などの調整のため、派遣希望の1ヶ月前までに申込みください。
- まずは下記に電話、FAXでご連絡ください。



PPP/PFIに関するお問い合わせ

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します。

連絡先: 内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655 (直通)

〇問い合わせいただいている主な質問の例

- 1. PPP/PFI全般
 - ・コンセッションについて教えてほしい。
 - •○○(例: 学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。
- 2. PFI法関連解釈
 - ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
 - •○○(例:温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。
- 3. PPP/PFI支援措置
 - •PFI事業は補助金の対象になるのか。
 - ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。
- 4. PPP/PFI優先的検討規程
 - 優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
 - ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、 コンサルタント等各分野の専門家及び関 係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政 機関の長に確認の上、書面にて回答します。

